

京丹後市情報公開・個人情報保護審査会条例

(設置)

第1条 情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、京丹後市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会は、実施機関（京丹後市情報公開条例（平成16年京丹後市条例第7号。以下「情報公開条例」という。）第2条第1号に規定する実施機関及び京丹後市個人情報保護条例（平成16年京丹後市条例第 号。以下「個人情報保護条例」という。）第2条第2号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 情報公開条例第19条第1項に規定する情報公開決定等の係る不服申立てに関する事項
- (2) 個人情報保護条例第5条第2項第6号及び第4項に規定する個人情報の収集の制限に関する事項
- (3) 個人情報保護条例第7条第2項第6号に規定する個人情報の利用及び提供の制限に関する事項
- (4) 個人情報保護条例第8条に規定するオンライン結合による提供の制限に関する事項
- (5) 個人情報保護条例第16条第5項に規定する個人情報取扱事務の登録に関する事項
- (6) 個人情報保護条例第29条第3項に規定する保有個人情報の取扱いに関する情報の提供に関する事項
- (7) 個人情報保護条例第43条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等に係る不服申立てに関する事項
- (8) 個人情報保護条例第48条に規定する事業者への是正勧告に関する事項
- (9) 個人情報保護条例第49条に規定する事実の公表に関する事項

2 審査会は、前項の規定による調査審議のほか、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。

(組織及び委員)

第3条 審査会は、委員7人以内で組織する。

- 2 委員は、学識を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命

されるまでの間、引き続きその職務を行うものとする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会の調査権限)

第6条 審査会は、第2条の調査審議に関し必要があると認めるときは、諮問した実施機関(以下「諮問庁」という。)に対し、公文書(情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。)又は保有個人情報(個人情報保護条例第2条第3号に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。)の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他の必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第7条 審査会は、不服申立人等から申出があったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人

とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第8条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第6条第1項の規定により提示された公文書又は保有個人情報を閲覧又は視聴させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第7条第1項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧等)

第10条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は複写を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は複写を拒むことはできない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧又は複写について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第11条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(不服申立ての制限)

第12条 この条例の規定により審査会又は委員がした処分については、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てをすることはできない。

(答申書の送付)

第13条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って別に定める。

(罰則)

第15条 第3条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。